

愛知県監査委員協議会会議録

開催年月日	2023年4月19日(水) 午前10時01分から午前11時59分まで		
開催場所	愛知県庁西庁舎6階 監査室		
出席者	監査委員	前田委員 川上委員 山内委員 川嶋委員 青山委員	
	事務局職員	別紙配席図のとおり	
【議題】			
(1) 合議事項			
包括外部監査における補助者の選任に係る協議について(小松課長補佐から説明)			
【主な質疑】			
(川上委員) 資料の補助者候補者について、選任に異議はない。 包括外部監査の今年度のテーマ候補が、資料に複数記載されているが、会計的なテーマより、弁護士としての特性を活かすテーマがいいのではないか。 また、個人情報保護については、制度が変わったばかりであり、今年度の監査テーマとしては時機尚早ではないか。			
(小松補佐) テーマ候補のうち、契約と補助金等の2つについて、外部監査人から事前調査を行うと聞いており、この2つがテーマとなる可能性の高いものと認識している。			
(川上委員) 契約や補助金といっても範囲は広いが、どのような視点で、深堀をしていくのか。弁護士の特性を活かせるのか疑問である。			
(山内委員) 弁護士の特性を活かすテーマがいいのではないか。 テーマを絞りすぎ、あまり部分的になってもよくない。 ただし、契約をテーマとしても、ある程度焦点を絞らないと進まない。 包括外部監査制度も10年以上経過しテーマも出尽くした感もあるが、県として意義のあるテーマをしっかりとやってほしい。この点、外部監査人に伝えてもらいたい。			
【協議結果】			
委員全員により原案どおり了承			
(2) 協議事項			
ア 令和5(2023)年定期監査等実施計画の一部改正について(小松課長補佐から説明)			
イ 令和5年度例月出納検査実施計画について(加藤担当課長から説明)			
質疑なし			
【協議結果】			
委員全員により原案どおり了承			
ウ 例月出納検査の結果について(加藤担当課長及び杉浦課長補佐から説明)			
エ 令和5(2023)年定期監査実施状況(令和5年4月分)について(安永課長補佐から説明)			
【主な質疑】			
(前田委員) ウの普通会計についてだが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額が減少した理由を確認しておいてほしい。			

(山内委員) ウの病院事業会計の一時借入金についてだが、会計間の資金融通に係る意思決定のルールはどのようなか。

(杉浦補佐) 確認し、後日お答えします。

(川上委員) エの知多建設事務所の事案についてだが、原因はどこにあるのか。

(鈴置課長) 積算システムのプルダウンの単純な操作誤りが原因と認識している。

(前田委員) 指摘事項のうち、執行伺、不用決定の書類を作成していなかったことが監査で判明したという事案についてだが、他の手段で意思決定がなされていて、上司の了解を得て事務を進めていたものと認識している。実態として事務に大きな支障がないのであれば、ルールの見直しを提案することも考えられる。

【協議結果】

委員全員により原案どおり了承

(3) 報告事項

令和4(2022)年定期監査の監査意見への取組状況について(安永課長補佐から説明)

質疑なし

(4) 合議事項(地方自治法第199条の2の規定により、川嶋委員及び青山委員除斥)

ア 住民監査請求(政務活動費に係る事務所費の返還について)について

イ 住民監査請求(政務活動費に係る調査研究費の返還について)について

(松村担当課長から説明)

【主な質疑】

(川上委員) 文案の最終は、本日19日の渡辺議員の書面受領状況を確認したうえとなる。調査研究費について、渡辺議員は領収書と県外活動報告書を提出しているものの、空港は視察を把握していない状況。空港会社の社員と会わない場合や空港側に記録がない場合もありうるが、関係人調査に答えられない以上福岡に行ったとは推定できないため返還を求めるもの。

事務所費について、前回監査結果では、議員本人または生計を一にする親族が支配株主となっている法人所有の事務所については、賃借料相当を計上することは認められないとしたものであるが、今回は、渡辺議員を支配株主とは認定できず、長年にわたり代表取締役を務め株式配当の実施の有無等を決定できる立場にあり、関係人調査も拒否していることから返還を求めるもの。前回監査とは違うので、判断のところでもう少し補う必要があると思っている。

また、「役員報酬等を決定できる立場にあったことは間違いない」の「間違いない」は情緒的なので「認められる」と直す方がよい。

(山内委員) 事務所費について、議員本人が代表取締役の法人所有事務所でも、個人所有と変わらないと思う。

調査研究費について、最低限、議会事務局が視察の事実を認知していればよいが、そうでなければ本人の言明を待つしかなく、関係人調査を拒否したので、意見した方がよい。

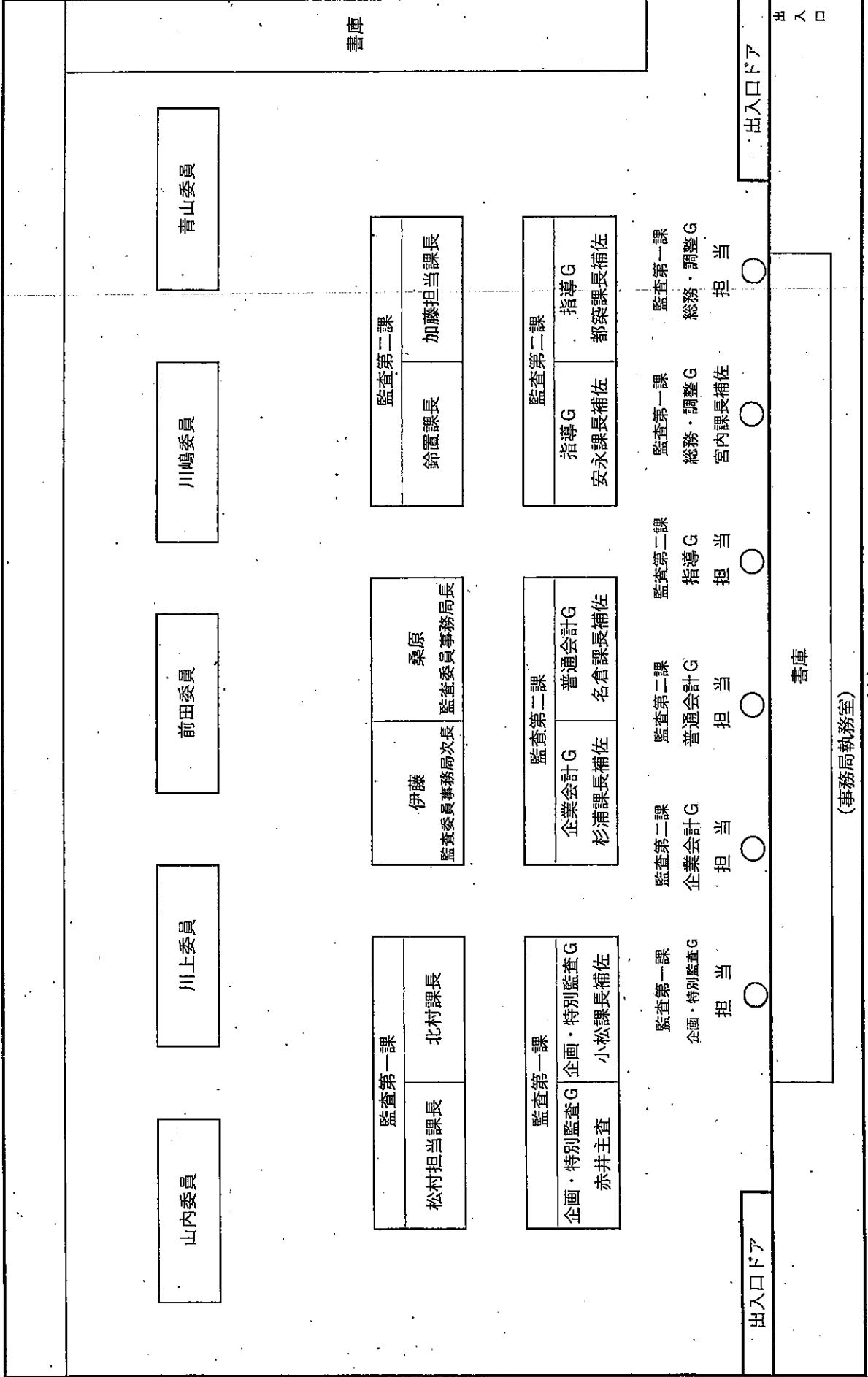
【協議結果】

委員全員により、修文の上、勧告することで了承

委員協議会配席図

令和5年4月19日(水)午前10時00分～ 監査室

(北)



議事の経過及び結果を明確にするため、本会議録を作成し、監査委員及び会議録作成人が署名する。

2023年5月30日

会議に出席した委員

監査委員

前田 貢

監査委員

川上 明彦

監査委員

永内 和雄

監査委員

川嶋 太郎

監査委員

青山 省三

会議録作成人

監査委員事務局長

桑原 良隆

注意事項					公印使用承認	施行日等		
起案日	令和 5年 4月21日							
供覧日								
文書番号	5監査号外							
決裁種別	電子・紙併用							
施行方法					施行文書確認済 <input type="checkbox"/>	システム入力済 <input type="checkbox"/>		
備考				起案者氏名 田中 菊香				
				課（地方機関）事務局（監）				
				グループ（課）監査第一課				
題名 監査委員協議会会議録（令和5年4月19日）及び署名について							文書種別	
							伺い	
次長	課長	担当課長	課長補佐	課長補佐				
伊藤 徳男	北村 健一	松村 健一	宮内 孝之	坂井田 実				
合議先	課長	担当課長						
監査第二課	鈴置 高広	加藤 ゆかり						
保存期間	5年	標準ファイル名	委員協議会会議録					
伺い文								
<p>令和5年4月19日に開催された監査委員協議会の会議録について、次案のとおりとしてよろしいか。</p> <p>また、決裁後、出席された監査委員にご署名いただくこととしてよろしいか。</p>								

(案)

愛知県監査委員協議会会議録

開催年月日	2023年4月19日(水) 午前10時01分から午前11時59分まで	
開催場所	愛知県庁西庁舎6階 監査室	
出席者	監査委員	前田委員 川上委員 山内委員 川嶋委員 青山委員
	事務局職員	別紙配席図のとおり
【議題】		
(1) 合議事項		
包括外部監査における補助者の選任に係る協議について(小松課長補佐から説明)		
【主な質疑】		
(川上委員) 資料の補助者候補者について、選任に異議はない。 包括外部監査の今年度のテーマ候補が、資料に複数記載されているが、会計的なテーマより、弁護士としての特性を活かすテーマがいいのではないか。 また、個人情報保護については、制度が変わったばかりであり、今年度の監査テーマとしては時機尚早ではないか。		
(小松補佐) テーマ候補のうち、契約と補助金等の2つについて、外部監査人から事前調査を行うと聞いており、この2つがテーマとなる可能性の高いものと認識している。		
(川上委員) 契約や補助金といっても範囲は広いが、どのような視点で、深堀をしていくのか。弁護士の特性を活かせるのか疑問である。		
(山内委員) 弁護士の特性を活かすテーマがいいのではないか。 テーマを絞りすぎ、あまり部分的になってもよくない。 ただし、契約をテーマとしても、ある程度焦点を絞らないと進まない。 包括外部監査制度も10年以上経過しテーマも出尽くした感もあるが、県として意義のあるテーマをしっかりとやってほしい。この点、外部監査人に伝えてもらいたい。		
【協議結果】		
委員全員により原案どおり了承		
(2) 協議事項		
ア 令和5(2023)年定期監査等実施計画の一部改正について(小松課長補佐から説明)		
イ 令和5年度例月出納検査実施計画について(加藤担当課長から説明)		
質疑なし		
【協議結果】		
委員全員により原案どおり了承		
ウ 例月出納検査の結果について(加藤担当課長及び杉浦課長補佐から説明)		
エ 令和5(2023)年定期監査実施状況(令和5年4月分)について(安永課長補佐から説明)		
【主な質疑】		
(前田委員) ウの普通会計についてだが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の交付額が減少した理由を確認しておいてほしい。		

(山内委員) ウの病院事業会計の一時借入金についてだが、会計間の資金融通に係る意思決定のルールはどのようなか。

(杉浦補佐) 確認し、後日お答えします。

(川上委員) エの知多建設事務所の事案についてだが、原因はどこにあるのか。

(鈴置課長) 積算システムのプルダウンの単純な操作誤りが原因と認識している。

(前田委員) 指摘事項のうち、執行伺、不用決定の書類を作成していなかったことが監査で判明したという事案についてだが、他の手段で意思決定がなされていて、上司の了解を得て事務を進めていたものと認識している。実態として事務に大きな支障がないのであれば、ルールの見直しを提案することも考えられる。

【協議結果】

委員全員により原案どおり了承

(3) 報告事項

令和4(2022)年定期監査の監査意見への取組状況について(安永課長補佐から説明)

質疑なし

(4) 合議事項(地方自治法第199条の2の規定により、川嶋委員及び青山委員除斥)

ア 住民監査請求(政務活動費に係る事務所費の返還について)について

イ 住民監査請求(政務活動費に係る調査研究費の返還について)について

(松村担当課長から説明)

【主な質疑】

(川上委員) 文案の最終は、本日19日の渡辺議員の書面受領状況を確認したうえとなる。

調査研究費について、渡辺議員は領収書と県外活動報告書を提出しているものの、空港は視察を把握していない状況。空港会社の社員と会わない場合や空港側に記録がない場合もありうるが、関係人調査に答えない以上福岡に行ったとは推定できないため返還を求めるもの。

事務所費について、前回監査結果では、議員本人または生計を一にする親族が支配株主となっている法人所有の事務所については、賃借料相当を計上することは認められないとしたものであるが、今回は、渡辺議員を支配株主とは認定できず、長年にわたり代表取締役を務め株式配当の実施の有無等を決定できる立場にあり、関係人調査も拒否していることから返還を求めるもの。前回監査とは違うので、判断のところでもう少し補う必要があると思っている。

また、「役員報酬等を決定できる立場にあったことは間違いない」の「間違いない」は情緒的なので「認められる」と直す方がよい。

(山内委員) 事務所費について、議員本人が代表取締役の法人所有事務所でも、個人所有と変わらないと思う。

調査研究費について、最低限、議会事務局が視察の事実を認知していればよいが、そうでなければ本人の言明を待つしかなく、関係人調査を拒否したので、意見した方がよい。

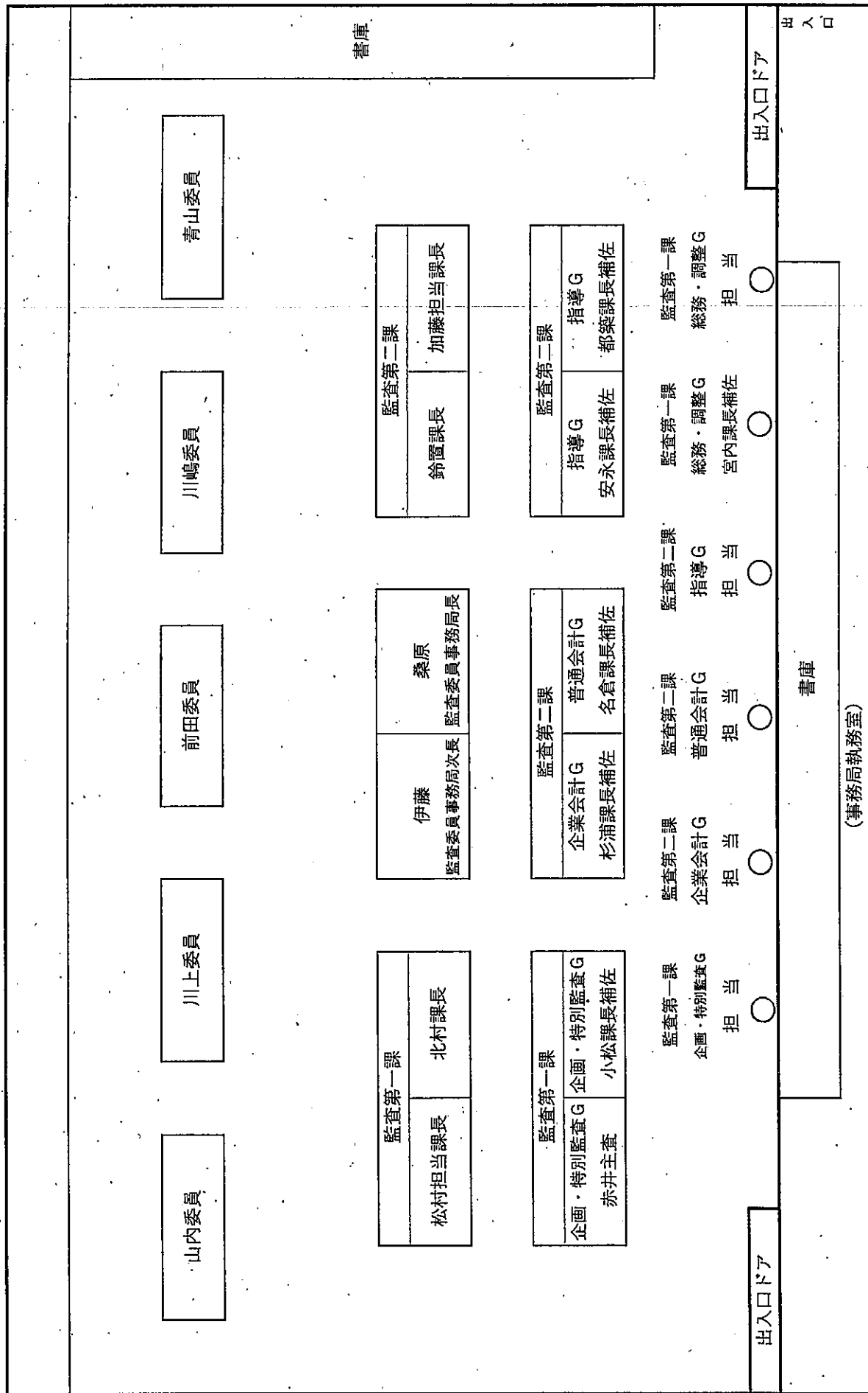
【協議結果】

委員全員により、修文の上、勧告することで了承

委員協議会配席図

令和5年4月19日(水)午前10時00分～ 監査室

(北)



議事の経過及び結果を明確にするため、本会議録を作成し、監査委員及び会議録作成人が署名する。

年 月 日

会議に出席した委員

監 査 委 員

.....

監 査 委 員

.....

監 査 委 員

.....

監 査 委 員

.....

監 査 委 員

.....

会議録作成人

監査委員事務局長

.....